

19 その他

北名古屋市市民憲章

わたしたち北名古屋市市民は、先人の築いてきた郷土を愛し、ともに手をたずさえ、健康で快適なまちづくりと未来にはばたく人づくりをめざし、この憲章を定めます。

- 一 心とからだの健康に努め 温かい家庭と思いやりのあるまちをつくります
- 一 きまりを守り助けあい 安心して暮らせるまちをつくります
- 一 自然や環境を大切にし 清潔で住みよいまちをつくります
- 一 生涯にわたって学びあい 豊かな文化を創造します
- 一 多くの人と交流し 世界につながる夢と希望を広げます

北名古屋市市民憲章 解説

○前文について

師勝町、西春町の合併により新たな都市「北名古屋市」が誕生し、新しいまちの歴史が刻まれようとしています。両町の歴史、文化の形成は、累々と続く先人たちの英知、努力の賜物であり、その行為に敬意を払い感謝するものです。市民の誰もがともに手をたずさえあって、住みよいまちの実現と次代をになう人づくりの実現をめざし、市民一人ひとりの立場で考え、全ての市民の目標となる内容としました。

○本文について

1項目めから3項目めまでは、豊かな市民生活を送る上での「まちづくり」に対する市民の取組姿勢を示し、4項目め、5項目めは「人づくり」に目を向け、市民個人の努力目標の達成により、世界に目を向けた内容で構成されています。

1項目めは「健康・福祉」の観点から

自立社会での健康を常に最善に保ち、家庭の努力から福祉社会のまちづくりを目指す内容です。

2項目めは「協働・社会」の観点から

地域社会の一員としての自覚を促し、だれもが安心して暮らせる協働のまちづくりを目指す内容です。

3項目めは「自然・環境」の観点から

地球規模での環境を意識できる人となり、次世代に誇れるまちづくりを目指す内容です。

4項目めは「文化」の観点から

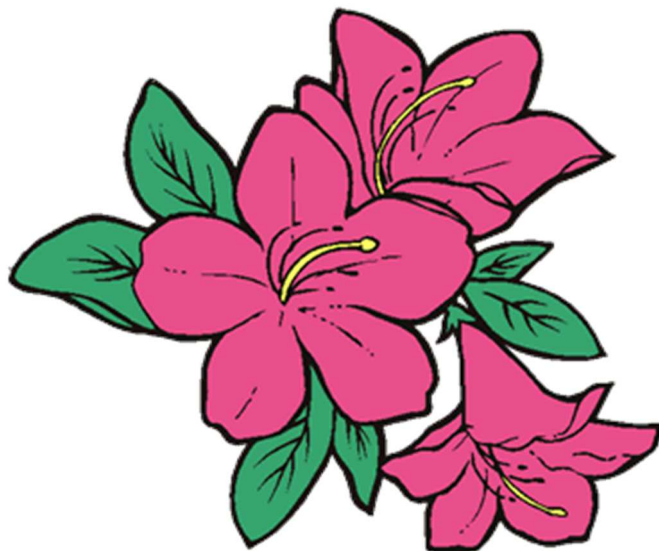
学びに喜びを感じられる、創造性豊かな人づくりを目指す内容です。

5項目めは「国際社会」の観点から

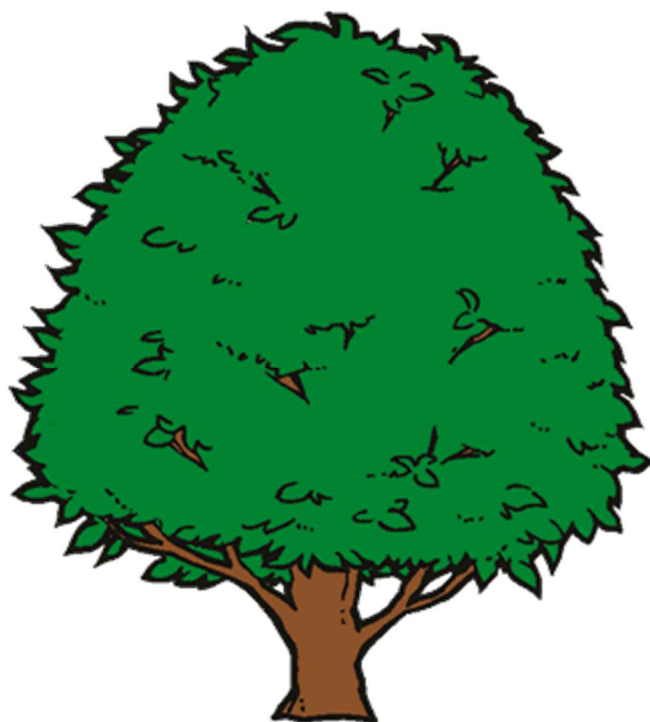
人とのふれあいを通じ、世界に目をむけることができる、人づくりを目指す内容です。

19_02_市の花・市の木

市の花 ツツジ



市の木 モクセイ



平成19年10月1日制定